

# 細則改正案

## 「役員選考委員会」

2027年1月27日

# 改定案の事由

## ■ 事由1

本年度からPTA各委員会への参加を自己推薦のみにしたことにより、当該委員会も9月30日に自薦ボランティアを募ったが応募者が現れなかった。その後、保護者会にて直接会員に告知したが、現行の委員定数（各学年から2名以上、計12名以上）の応募に至らなかった。

## ■ 事由2

高校3年生の保護者は役員選考委員会の活動期（12月～2月）において、大学受験の繁忙期に当たり、且つ卒業年度のため、翌年度の責務履行することができない。

上記事由より、原則として応募があった自薦者にて当該委員会の任務を遂行できる細則に改定する。但し新細則においても、定数に満たない時には、議長が選出を行う場合がある。

# 現行規定(細則第1号)

## (趣 旨)

第1条 この細則は、緑会会則第12条第1号に基づき定めるものである。

## (任 務)

第2条 役員選考委員会(以下「委員会」という)は、委員長が招集し、次年度の役員候補を選考し、総会にはかる。

## (構 成)

第3条 委員会の構成は、次の各号に掲げる14名以上の者とする。

(1)各学年2名以上、合計12名以上の選出された会員(保護者)

(2)執行委員の中から役員の承認により選出した委員長1名(本部役員)及び副委員長1名(教職員役員)

## (選 出)

第4条 第3条第2号に加え、第1号の中から副委員長1名を選出する

## (任 期)

第5条 委員長及び副委員長は、会則第4条第1号にかかわらず、会員資格喪失の後でも必要に応じて引き継ぎを行う。

## (改 廃)

第6条 この細則に疑義が生じた場合は、常務会の議を経て改正する。

# 改定案

※赤字が変更部分

■ **旧細則** 第2条 役員選考委員会（以下「委員会」という）は、委員長が招集し、次年度の役員候補を選考し、総会にはかる。

■ **新細則案** 第2条 役員選考委員会（以下「委員会」という）は、議長（本部役員）が招集し、次年度の役員候補を選考し、総会にはかる。

■ **旧細則** 第3条 委員会構成は、次の各号に掲げる14名以上の者とする。  
(1) 各学年2名以上、合計12名以上の選出された会員（保護者）  
(2) 執行委員の中から役員の承認により選出した委員長1名（本部役員）及び副委員長1名（教職員）

■ **新細則案** 第3条 委員会構成は、次の各号に掲げる者とする。  
(1) 自己推薦で委員会に加入した会員5名以上（高校3年生を除く各学年より1名以上とする）  
(2) 副委員長1名（教職員）  
(3) 第1号で定められた定数を満たさない場合には、議長が選出を行う

補足説明：議長は保護者の本部役員のため、公正性を考慮し、委員会の構成メンバーには入らず  
委員会立ち上げまでのセットアップのみを行う

■ **旧細則** 第4条 第3条第2号に加え、第1号の中から副委員長1名を選出する。

■ **新細則案** 第4条 第3条第2号に加え、第1号の中から委員長1名及び書記1名を選出する。